

昭和二十五年十二月一日提出
質問第一四一号

所得税の課税に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十二月一日

提出者 風早八十二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

所得税の課税に関する質問主意書

一 所得税法によれば、納税者に減税申請の権利が與えられているにもかかわらず、何ら理由を附さずに却下している例が多い。

税務当局は、いかなる調査に基いて却下しているのか。その基準、方法等について具体的に明示されたい。

又、減額申請の件数及びその受理(承認)件数を明示されたい。

二 更正請求に対して国税庁及び国税局では、これをどのように取り扱うか。又、納税者にどう対処するつもりか。具体的に、実情に則して対処するなどという抽象的な答えではなく、具体的にどこの会議で、どのような通達あるいは通ち、よ、によつて処理の方針を決めたか。

右質問する。